
平成30年 第1回 3月（定例）中間市議会会議録（第3日）

平成30年3月9日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成30年3月9日 午後1時30分開議

- 日程第 1 第 1号議案 平成29年度中間市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 2 第 2号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 3 第 3号議案 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 第 4号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 第 5号議案 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 第 6号議案 平成29年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第 7号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 9号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第10号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第11号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第12号議案 中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第13号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第14号議案 中間市企業誘致条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第15号議案 中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第16号議案 中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
(日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 第18号議案 中間市道路線の変更について
(日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第18 第19号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

(日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第19 第20号議案 平成30年度中間市一般会計予算

日程第20 第21号議案 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第21 第22号議案 平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第22 第23号議案 平成30年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第23 第24号議案 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第24 第25号議案 平成30年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第25 第26号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第26 第27号議案 平成30年度中間市後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 第28号議案 平成30年度中間市水道事業会計予算

日程第28 第29号議案 平成30年度中間市病院事業会計予算

(日程第19～日程第28 質疑・委員会付託)

日程第29 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辯君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	園田 孝君
総合政策部長	佐伯 道雄君	市民部長	小南 敏夫君
保健福祉部長	石田 浩君	建設産業部長	間野多喜治君
教育部長	田中 英敏君		
環境上下水道部長			久野 裕彦君
市立病院事務長	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
総務課長	後藤 謙治君	財政課長	田代 謙介君
企画政策課長	藏元 洋一君		
世界遺産推進室長			濱田 学君
健康増進課長	岩河内弘子君	介護保険課長	冷牟田 均君
土木管理課長	藤田 晃君	都市整備課長	白石 和也君
産業振興課長	北原 鉄也君	生涯学習課長	古賀 敬英君
上水道課長	井上 一君	下水道課長	岩切 伸一君
市立病院課長	末廣 勝彦君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	谷山 隆二君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

午後 1 時29分開議

○議長（下川 俊秀君）

定刻になりましたので、会議を始めていきたいと思います。

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 1 号議案

日程第 2. 第 2 号議案

日程第 3. 第 3 号議案

日程第 4. 第 4 号議案

日程第 5. 第 5 号議案

日程第 6. 第 6 号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第 1、第 1 号議案から日程第 6、第 6 号議案までの平成 29 年度各会計補正予算 6 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりましてただいま議題となっております第 1 号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、後年度に交付税措置のある有利な補正予算債を最大限活用するため、平成 30 年度執行予定である小学校トイレ改善事業を前倒し計上したものが主な内容となっており、歳入歳出それぞれ 4 億 6,330 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 184 億 4,350 万円とするものです。

歳入の主なものとしては、トイレ改善事業の財源として学校施設環境改善交付金 3,920 万円と学校教育施設整備事業債 7,730 万円がそれぞれ追加されているほか、ふるさと納税の急増に伴い、寄附金が 2 億 3,000 万円増額されております。

また、本年度の決算においても、厳しい財政状況が見込まれることから、収支の改善の図るため、行政改革推進債等の借り入れを行った結果、市債において 1 億 5,330 万円の大幅な増額計上となっております。

歳出の主なものとしては、総務費においてふるさと納税の管理業務委託料が 1 億 2,850 万円増額されております。また、教育費において、底井野・中間・中間西の各小学校の和式トイレを洋式トイレに改善する事業に 1 億 1,660 万円が追加計上されておりますが、このトイレ改善事業は、平成 29 年度から市内全小中学校において年次的に

整備していく計画となっているとのことあります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、民生費において社会福祉費負担金が1,000万円、国民健康保険保険基盤安定負担金が850万円増額され、児童扶養手当及び児童手当負担金が2,820万円、地域密着型施設等整備県補助金が3,650万円減額されております。

次に、歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費において、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金及び臨時職員賃金等を合わせて570万円減額され、民生費の社会福祉費において、第6期中間市高齢者総合保健福祉計画の基盤整備による定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の応募がなかったため、介護施設開設準備金特別対策事業費及び地域介護・福祉空間整備事業補助金を合わせて3,650万円減額されております。

次に、児童福祉費において、保育士処遇改善及び保育料減額改定により保育所施設型給付費が2,500万円増額され、児童手当給付費及び児童扶養手当給付費が支給対象者の減少により、あわせて5,880万円減額されております。

次に、第2号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、被保険者の減少等により、国民健康保険税が2,340万円、一般被保険者療養給付費の減額により国庫療養給付費等負担金が2,730万円、国庫普通調整交付金が960万円、県定率交付金が490万円減額されております。

また、直営診療施設繰出金の増額に伴い、特別調整交付金が1,630万円追加され、法定繰入金の確定に伴い、保険基盤安定繰入金が1,240万円増額されております。

また、歳入欠陥補填収入については、3,690万円が減額されております。

次に、歳出の主なものは、医療費の減少により、一般被保険者療養給付費が8,550万円減額されております。

また、直営診療施設への補助金決定により、直営診療施設繰出金が1,630万円追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,890万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,600万円とするものです。

次に、第4号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

保険事業勘定の歳入の主なものは、第1号被保険者介護保険料が950万円、国庫支出金が2,560万円、支払基金交付金が2,700万円、県支出金が1,280万円、一般会計繰入金が1,280万円それぞれ減額され、前年度繰越金が8,740万円追加されております。

次に、歳出の主なものは、保険給付費において、給付実績の見込みにより、介護予防サービス給付費が1億円減額されております。

また、地域支援事業において、介護予防生活支援サービス事業に要する経費が200万円、介護予防ケアマネジメント事業に要する経費が150万円、それぞれ増額され、任意事業に要する経費についての配食サービス委託料が400万円、生活支援体制整備事業に要する経費の委託料が190万円それぞれ減額されております。

また、介護給付費準備基金積立金が1億円追加されております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入では、居宅支援サービス計画費収入が590万円減額されております。

次に、歳出では、新予防給付ケアプラン作成件数が総合事業開始に伴い、減少したため、居宅介護支援事業費を590万円減額しております。

以上により、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出、それぞれ合計た830万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,610万円とするものです。

次に、第5号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

まず、歳入では、後期高齢者医療保険料が1,590万円、保険基盤安定繰入金が140万円減額されております。

次に、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が、1,720万円減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,790万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,490万円とするものです。

次に、第6号議案平成29年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

まず、収益的収入について、国民健康保険直診施設交付金が確定見込みであることによ

り、病院事業収益の医業外収益が1,060万円増額されております。

この結果、病院事業収益における予算の総額を21億8,910万円とするものです。

次に、資本的収入について、主に資本的支出において、当初予定していた医療機器の購入を見送ったことにより、固定資産整備企業債が5,000万円減額され、国民健康保険直診施設交付金の申請により、他会計負担金が570万円増額されております。

また、支出について、器械備品等購入費が5,000万円減額されております。

この結果、資本的収入における予算の総額を1億1,200万円、また資本的支出における予算の総額を1億3,560万円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,350万円については、全額を損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案については、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第3号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

今回の補正予算の内容は、まず歳入において、中鶴地区住環境整備事業費の減額に伴い、住宅市街地総合整備事業費補助金が2,250万円減額されております。

次に、歳出において、土木費では、福岡県植樹祭開催市負担金を120万円、中鶴地区住環境整備事業費の確定等に伴い3,530万円、それぞれ減額するものとなっております。

消防費では、福岡県防災情報通信ネットワーク再整備事業負担金が、平成29年度事業分の確定に伴い270万円減額、消火栓設置負担金が460万円増額されております。

次に、第3号議案平成29年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成29年度に施工されております公共下水道整備工事につきまして、工法変更等により、平成29年度中に工事が完了する見込みがなくなったこと

から、3款建設費の工事請負費4,080万円を平成30年度に繰り越すものとなっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第3号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げて、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第1号議案から第6号議案までの平成29年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案平成29年度中間市公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案平成29年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 7. 第 7号議案

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第 10. 第 10号議案

日程第 11. 第 11号議案

日程第12. 第12号議案

日程第13. 第13号議案

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第7号議案から日程第15、第15号議案までの条例改正9件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、福田市長が市長選挙の際に掲げた公約の実現を、より効果的に実現していくための行政組織の改編を目的としたものであります。

機構改革の主な内容といたしましては、まず、市長の特命事項をスピード感を持って実行し、観光施策を含めた地域活性化策を企画立案していくとともに、その情報を市内外に広く発信していくための部署である市長公室が新設されております。

また、老朽化の進む市内の公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に管理運用し、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行っていくための部署が財政課内に設置されるほか、人口減少社会において最も重要な政策課題の一つである空き家対策や移住定住促進事業をハード、ソフトの両面から効果的に取り組んでいくため、住宅都市交通対策課と都市整備課が統合されております。

さらに、公共施設のうち最も多くの施設総量を占める学校施設を計画的に維持管理していくための部署である教育施設課が教育委員会に新設されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案及び第13号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第9号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、第7次地方分権一括法が成立し、認定こども園法の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の内容としましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項が繰り下がったことから、引用条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

次に、第10号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されることに伴うものです。

改正の内容といたしましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項が繰り下がったことから、引用条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

次に、第11号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、都道府県と市町村のそれぞれが役割に応じて、国民健康保険運営協議会を設けることに伴うものです。

改正の内容としましては、国民健康保険運営協議会の定義を、国民健康保険法に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会と改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

次に、第12号議案中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険の住所地特例適用被保険者が、後期高齢者医療保険に加入する場合、従前住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴うものです。

改正の内容としましては、国民健康保険の住所地特例適用被保険者であった者が、引き続き従前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、保険料の徴収等を定める条項の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

次に、第13号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

介護保険法の規定により、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとなっており、平成30年度からの第7期介護保険事業計画期間における同計画について、「第7期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会」に諮問し、本市のさまざまな条件を総合

的に勘案し、調査及び検討を行っていただいた結果、答申がなされたことから、その答申に沿って介護保険条例の改正を行うものです。

改正の主な内容としましては、負担能力に応じた保険料設定を6期と同様に13段階に設定し、保険料上昇の抑制措置として、介護給付費準備基金を1億円取り崩して保険料に充当することでございます。

基準保険料額では、現行の月額5,779円から5,937円となり、月額158円、年額1,896円の引き上げとなっております。第2段階保険料額では、月額179円、年額2,141円、第3段階保険料額では、月額171円、年額2,046円引き下げとなっており、所得の少ない方に対して、今以上の負担とならないよう配慮されております。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、市町村の質問調査権の対象の拡大で、罰則の適用対象が第2号被保険者等にまで拡大された改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

討論において、委員から、介護保険料基準額では、月額で158円、年額で1,896円引き上げとするという提案である。年金は引き下げられ、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等の負担で、生活が苦しい中、今回の値上げは、高齢者の暮らしを圧迫するものであるので反対するとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案については全員賛成で、第13号議案については、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第14号議案及び第15号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第8号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、本年1月26日に公布され、同政令に規定する手数料の額の標準が見直されたことに伴うものとなっております。

改正の主な内容といたしましては、消防法に基づく危険物施設の審査・検査に関する手数料で、屋外タンク貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額について、政令に規定する標準に従い引き上げるものとなっています。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、平成30年4月1日とな

っております。

次に、第14号議案中間市企業誘致条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が昨年7月31日に施行されたことに伴うものです。

改正の主な内容としては、条例において引用している法律の名称及び条項並びに用語の意義が改められたことから、これを改めるものとなっております。

これにより、この制度の適用される区域が従来の五楽・虫生津工業団地から市内全域に拡充されることとなります。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年4月1日となります。

次に、第15号議案中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が昨年6月15日に施行され、都市公園法施行令が一部改正されたことに伴うものであります。

主な内容としては、同施行令において、これまでには、都市公園の運動施設率の上限を、国が一律に公園全体の100分の50を超えてはならないと定めていましたが、その上限について、都市公園を設置する地方公共団体が、条例で定めることとされたことから、これを100分の50と定めるものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

最後に、それぞれ採決しました結果、第8号議案、第14号議案、第15号議案全て全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第13号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

介護保険料の引き上げが、第4段階以上からとなっております。第4段階は、基準額として設定しているのが住民税非課税で、課税年金収入が80万円しかない人にも、年間6万4,119円の負担となります。

そのほかに、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料などがのしかかり、負担は限界です。

介護保険事業は黒字であることからも引き上げはやめるべきです。年金が引き下げられている中で、保険料の引き上げは大きな負担です。保険料の引き上げを抜本的に抑えるためには、国の負担割合をもっと拡大させるべきです。

介護保険料の引き上げをやめて、安心の介護を支えるために、国庫負担を拡大するよう強く国に求めるべきです。

よって、第13号議案については反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第15号議案までの条例改正9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第7号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案中間市企業誘致条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第16. 第16号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に日程第16、第16号議案中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第16号議案中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、条例の目的を申し上げます。県補助金である石油貯蔵施設立地対策等交付金は、消防隊員の防火衣や呼吸器の購入などの消防に関する施設の整備に活用されておりました。その交付金を、近年本市の課題となっております老朽化した消防車両の更新を目的として、積み立て、運用するための基金を設置するものとなっております。

条例の主な内容といたしましては、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金の設置、管理及び処分に必要な事項を定めるものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

討論において、委員から、消防車両等、市民の命を守るために本当に必要なのであれば、補助金ではなく、正当に予算要求をしてほしいので反対するとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。16号議案中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例について、反対する立場から討論に参加いたします。

消防本部に勤務されておられる皆さんにおかれましては、市民生活を守るため、日々努力されておりますことに対しまして、敬意を表するものであります。

白島備蓄基地は、石油ショックを受けて、全国で十数カ所建設されたうちの一つであります、1984年、響灘の洋上に建設が開始をされまして、1997年10月に完成した基地の建設費は、当初1,610億円がありました。

それから1,610億円から4,300億円に膨らんでまいりました。この膨大な建設費に対しまして、政治家やゼネコン、マリコンと言われる方々、そして暴力団が群がったとも言われています。

貯蔵船1隻の甲板面積につきましては、甲子園球場の2.2倍であり、北九州市庁舎の7.4倍の巨大な貯蔵船が8隻固定をされ、備蓄量は湾岸戦争で流出した原油の6.2倍にもなります。

原油が漏れ出した場合、この被害は甚大であります。さらに貯蔵船内の酸素濃度が8%以上になると爆発するため、不燃ガスを注入をしていますが、福知山断層の延長線上にあるこの場所で地震が発生すれば、ガスの製造さらには保管、充填施設などがある埋立地で液状化が発生をし、配管が破損し、大事故が予想されます。

白島では、毎日350人が今働いており、逃げ場もありません。

そういう中で、昨年12月17日にNHKスペシャルで放映をされました脱炭素革命の衝撃、パリ協定をきっかけに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする脱炭素社会に向けて大きくかじを切った世界。

さらには、アメリカの協定から脱退表明にもかかわらず、巨大企業については、脱炭素を掲げ、マネーの流れも大きく今変わり始めています。

この動きを決定づけたのは、世界最大の二酸化炭素排出国の中が、環境大国を目指し始めたとも言われています。

これまで環境先進国の中を走りましたこの日本、そして日本企業が生き残れるのか、その最前線を描くという番組がありました。

世界の流れは今、再生可能エネルギーに変わりつつある中、日本のエネルギー政策も変

わらなければならない時期に来ているのではないでしょか。

白島備蓄基地そのものを今後どうしていくかについて、国、県そしてこの市議会でも考え方直すことが必要ではないかと思われます。

市民の皆さん的生活と命を守るために必要なものであれば、私は補助金ではなく、正当に要求をしていくべきものであるというふうに思いまして、反対の討論にかえさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第16号議案中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第17. 第18号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第18号議案中間市道路線の変更についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案中間市道路線の変更について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回変更される路線は、御座ノ瀬・中ノ谷線の1路線となっています。

この路線については、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパスを全線供用開始することに伴い、御座ノ瀬・中ノ谷線及び御座ノ瀬・中ノ谷線バイパスの一部区間において、道路区域が重複していることから、起点の変更を行うものとなっております。

採決しましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第18号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長のとおり可決することに決しました。

日程第18、第19号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、第19号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第19号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の規約変更は、豊前広域環境施設組合が本年3月31日をもって解散し、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴うものであります。このことにより、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少し、同組合の規約を変更する必要が生じましたことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決が求められているものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第19号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 第20号議案

日程第20. 第21号議案

日程第21. 第22号議案

日程第22. 第23号議案

日程第23. 第24号議案

日程第24. 第25号議案

日程第25. 第26号議案

日程第26. 第27号議案

日程第27. 第28号議案

日程第28. 第29号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第19、第20号議案から日程第28、第29号議案までの平成30年度各会計予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成30年度各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第29. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第29、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において安田明美さん及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 下川俊秀

議員 安田明美

議員 中野勝寛